【安環通達第129-05号】

脚立・可搬式作業台使用従事者における 実技教育の実施について

脚立や可搬式作業台等は、身近な用具であり、使用する際に危険を感じずに気軽に使用していることが多いですが、過去の災害事例を見ると、骨折など重篤な災害が多数発生しています。この災害の多くは、背を向けて(反対向き)の昇降や手に荷物を持っての昇降、身を乗り出しての作業など、脚立・可搬式作業台使用時の基本ルールをおろそかにした、不安全な行動により発生しています。

このような災害を防止するため、使用時のルール等を再指導・教育していただくとともに、使用者が適切に使用できるかを実物を使用して確認・指導を行ってください。



